

「みやざき学び旅」促進事業助成金交付要綱

令和3年4月1日

公益財団法人宮崎県観光協会

（趣旨）

第1条 公益財団法人宮崎県観光協会（以下「協会」という。）は、本県への教育旅行の誘致と定着を図るため、予算の範囲内において、本県内での宿泊を伴う修学旅行を取り扱う旅行会社に対し、「みやざき学び旅」促進事業助成金（以下「助成金」という）を交付するものとし、その交付については、この要綱に定めるところによる。

（助成対象者）

第2条 助成金の交付の対象となる者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）及び同法施行規則（昭和46年運輸省令第61号）の規定による第一種旅行業、第二種旅行業及び第三種旅行業の登録を受けている旅行会社で、第3条に規定する助成要件を全て満たす修学旅行を取り扱う者（営業所、支店等を含む。）とする。

（助成要件）

第3条 この助成金は、次の各号に掲げる事項のいずれにも該当する場合に交付するものとする。

- （1） 県内及び県外の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校（高等課程）並びにそれらに準ずる学校（以下「旅行申込者」という。）の修学旅行であること。
- （2） 令和6年4月1日以降に出発し、令和7年3月31日までに終了するものであること。
- （3） 前号の対象期間内（令和7年3月31日を除く。）に県内に1泊以上（フェリー泊を含む。）宿泊し、かつ、県内観光施設等（体験、食事及び土産店等）が行程に組み込まれていること。
- （4） 次条に規定する貸切バス借上げ費用に係る助成金を旅行申込者に還元すること。
- （5） その他助成が適当でないと協会会長（以下「会長」という。）が認める者ではないこと。

（助成対象経費及び交付額）

第4条 第1条の助成金の交付の対象となる経費及びそれについての交付額は、別表のとおりとする。

（助成金の交付の申請）

第5条 助成金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を、旅行出発日の10日前までに会長に提出しなければならない。ただし、令和6年4月1日から令和6年4月10日までの間に実施されるものについては、協会が別に定める日までに申請を行うものとする。

- （1） 助成金交付申請書（別記様式第1号）
- （2） 旅行行程表
- （3） 誓約書（別記様式第2号）

(助成金の交付決定及び通知)

第6条 前条の申請の審査の結果、助成金を交付することが適当と認められるときは、会長は交付額を決定し、助成金交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者（以下「助成事業者」という。）に通知するものとする。

(事業の変更等)

第7条 助成事業者は、助成事業の内容を変更する場合又は申請を取り下げる場合は、速やかに助成金変更・申請取り下げ承認申請書（別記様式第4号）を会長に提出し承認を受けなければならない。ただし交付額の減額、行程の変更等、軽微な変更についてはこの限りではない。

2 前条の規定は、前項の規定による承認について準用する（別記様式第5号-1及び様式第5号-2）。

(実績報告)

第8条 助成事業者は、旅行終了日から起算して20日以内に、次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 「みやざき学び旅」促進事業助成金実績報告書（別記様式第6号）
- (2) 最終の旅行行程表
- (3) バス会社の利用証明書
- (4) 宿泊利用証明書（別記様式第7号）

(交付額の確定通知)

第9条 会長は、前条に定める書類の提出を受けた後、その内容を審査し、助成金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付額を確定し、助成事業者に助成金交付額確定通知書（別記様式第8号）により通知するものとする。

(助成金の交付方法)

第10条 この助成金は、精算払により交付する。

2 助成事業者は、この助成金の交付を請求するときは、請求書（別記様式第9号）を会長に提出しなければならない。

(助成金の支払方法)

第11条 会長は、前条の請求書受理後、助成事業者の指定する金融機関の口座へ30日以内に助成金を振り込むものとする。

(助成金交付決定の取消し、返還)

第12条 助成事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合、会長は、助成金の交付を中止し、又は既に交付した助成金の一部若しくは全部の返還を命ずることができる。

- (1) 修学旅行を実施しなかったとき。
- (2) 虚偽又は不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(3) その他助成金の交付目的を達成することができないと認められる事由が生じたとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行し、令和3年度の予算に係る「みやざき学び旅」促進事業助成金から適用する。

附 則

この要綱は令和3年6月30日から施行し、令和3年度の予算に係る「みやざき学び旅」促進事業助成金から適用する。

附 則

この要綱は令和4年4月1日から施行し、令和4年度の予算に係る「みやざき学び旅」促進事業助成金から適用する。

附 則

この要綱は令和5年4月1日から施行し、令和5年度の予算に係る「みやざき学び旅」促進事業助成金から適用する。

附 則

この要綱は令和6年4月1日から施行し、令和6年度の予算に係る「みやざき学び旅」促進事業助成金から適用する。

別表（第 4 条関係）

助成対象経費	交付額
① 貸切バス借上げ費用の助成 貸切バス借上げに要する経費 （有料道路利用料金、駐車場代、昼食・宿泊等の乗務員経費は除く。）	・ 貸切バス 1 台あたり 1 日 30,000 円 ただし、貸切バス借上げに要する経費が 30,000 円（消費税額分含む。）に満たない場合は、実際に要した額
② 修学旅行商品企画開発費の助成 助成事業者が行う本県での修学旅行商品企画開発に要する経費	・ 宮崎県内のホテル、旅館、民宿・民泊及びフェリーでの宿泊に対し、1 人 1 泊あたり 1,000 円